

第20回 うらやす景観通信

平成26年3月19日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

3月中旬に入り、春の気配がしてきました。春の花といえばやはり桜ですね。入学式、卒業式、入社式と出会いと別れの時間に咲くのが桜です。みなさんにも様々な思い出があるのではないのでしょうか。春の景観を楽しみに出かけましょう。



図1 境川沿いの桜並木

さて、本題に入りまして、今回は「**景観計画⑮ 景観重要樹木ってそんなに大切なもの?**」というテーマでお送りいたします。

みなさんは景観重要樹木とはどんな樹木だと思いますか。「景観的にとても大切な樹木。」と多くの人は考えると思います。その通りなのです。難しい言葉で説明すると、景観重要樹木というのは景観法第28条において「景観計画にて定められた指定の方針にあつていて、景観計画区域内の良好な景観の形成に必要な樹木で、地域の自然、歴史、文化からみて景観上の特徴を持っていて、道路や公共の場所から容易に見える場所にある樹木を指定することができる」と規定されています。

簡単いうと、「景観計画で指定する、見やすい場所にある重要な樹木」といった感じでしょうか。では浦安市の景観計画でどんな樹を「景観重要樹

木」に指定すると決めているかということ、「市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの」・「樹姿に品格や風格が備わり、地域のシンボリックな存在であるもの」などを条件としています。浦安市では市民の方々のご意見や地域とのかかわり方が大切であると考えています。

景観重要樹木に似た制度に景観重要建造物があります。これは景観重要樹木の建物版です。

現在の浦安市では景観重要樹木も景観重要建造物も、指定されているものはありません。平成25年1月1日のデータでは千葉県で指定されているのは景観重要樹木が我孫子市で景観重要建造物が船橋市で指定されているのみです。

図1の桜並木などは景観重要樹木にすべきではと思われませんが、街路樹など公共施設にある樹木は、「景観重要公共施設（良好な景観の形成に重要な公共施設のこと）」に指定するとされています。どんなものでも指定できるわけではないこと、指定されると維持管理の義務や変更に対する制限があることから、指定に至っていないのが現状です。しかし、指定をされるとその樹木は未来にかけて守られることとなります。良好な景観の形成には有効であるとして、積極的に指定をするべきと景観法の運用指針に記載されています。

みなさんの身近な樹木に「この樹木は守ってきたい。景観重要樹木にすべき」と思うものがありましたらご一報ください。ご意見をお待ちしています。

次回は「**景観計画⑮ 景観における協働って何をするの?**」というテーマでお送りします。